

論 文

古代の多々良氏から中世の大内氏へ——国衙在庁の中央出仕とその後——

渡 辺 滋

はじめに

本稿で検討対象とする多々良氏(のちの大内氏)をめぐるのは、一九五〇年代の御園生翁甫や福尾猛市郎の業績を先駆けとして、おおよそ一九七〇年代まで多くの成果が積み重ねられてきた。その後しばらく関連研究は下火となるが、一九九〇年代以降、近年まで研究の盛り上がりは続いている。とくに二〇一〇年以降、関連書籍の刊行は専門書だけでも十冊以上に及ぶなど、研究の本格化はめざましい。こうした研究によって、おもに同氏の室町期における活動実態が検討され、周防守護としての活動は勿論のこと、外交から文化に至る多様な側面が解明されてきた。

ところが以上の研究盛行とは裏腹に、初期の多々良氏の活動実態については、ほとんど明らかにされていない。たとえば平安後期の同氏は、周防国佐波郡を拠点として国衙在庁を務めていたことが分かっている。また鎌倉期には、鎌倉幕府の御家人となつて、おもに京都で活動していたことも知られている。しかし、とくに平安期についていえば、在庁官人としての活動実態や、そこに至るまでの過程は断片的な検討しかなされていらない。先行研究において、これらの論点がある程度まとまった形で論じているのも、松岡久人・平瀬直樹の論文など少数にすぎず、その蓄積も不十分なレベルに止まっている。

このように、初期の多々良氏の性格を十分分析しないままに過ぎられる現状は、中世後期の日本社会における大内氏の重要性を念頭に置くことと看過できない。そこで本稿では、古代における多々良氏の動向について、先行研究よりも踏み込んだ検討を行っていく。具体的には、多々良の名義や本拠地などを検討したうえで、奈良・平安期における周防国の内外での諸活動の実態までを解明していきたい。

第一節 多々良氏の呼称の由来

まずは、彼らが名乗っていた「多々良」という氏族名を確認しておこう。その由来については、これまで以下の三種の説が提示されている。²⁾

- 〔1〕 出身地の古代朝鮮の地名に由来するという説
- 〔2〕 日本前近代の金属精錬を意味する「タタラ」との関連を想定する説
- 〔3〕 日本での居住地の地名から採ったとする説

このうち、現状では福尾猛市郎の提起した〔2〕を支持する論者も多い。しかしその主要根拠として挙げられる史料は、金属製の「多々利」(糸巻き・平居)〔續んだ麻を入れておく器〕を献上して、欽明天皇から「多々良公」の姓を賜ったという伝承に過ぎない。つまり多々良氏が紡績技術を持つ氏族であったことを示唆するに過ぎず、とくに同氏と金属精錬技術との関わりを示す情報とは見なせない。³⁾

・『新撰姓氏録』山城国諸蕃(菊亭文庫本)

任那

多々良公

御間名国主、尔利久牟王後也。欽明天皇御世、投化。献金多々利・金乎居等。天皇誉之、賜多々良公姓也。

これに関連して、『時代別国語辞典 上代篇』(三省堂、一九六七年)が、鋳物に關わる「たたら」の項で「人名に用いたのを始め、タタラの地名も見えるが、これは新羅の地名で、(日本語でいう)タタラの意味を表すものかどうか疑わしい」という考察を付していることも踏まえると、発音の類似のみから金属精錬に關連する和語「タタラ」との関連性を想定する〔1〕説は、再考の余地が大きい和語「タタラ」の語源について、納得のいく推定が提示されていない現状を念頭に置いて、説得力に不足するものと言わざるを得ない。

〔3〕は、「吉田東伍は多々良氏の集住地としているが、地名のほうが先ではなからうか。ただし：（タタラ製鉄との関係ではなく）地形地名の可能性も否定できない」とあるように、多々良氏の名称が古代日本に存在した地名（金属製錬とは無関係な可能性もある）に由来するという想定である。ただし辞典の「たたら」項目内での説明ということもあって、文中に根拠となる史料が示されていない。古代の多々良氏は、山城国・播磨国・周防国など全国各地に散在しており、そのうちのいずれが本宗で、氏族名の由来がどの地域のどこの地名にあると想定しているのかも定かではなく、学問的な検討対象とはしにくい。

以上のような現状をふまえると、とりあえず現時点では〔1〕に基づき、朝鮮南部から倭国への移民が、出身地の地名を姓としたのが多々良氏の始まりと理解すべきだろう（今後、古代朝鮮語の研究が進めば、その意味するところが解明されるかもしれない）。

〔1〕説の主唱者である佐伯有清は、具体的に「多々良の氏名は、『日本書紀』神功皇后撰政五年三月己酉条にみえる踏輪津、継体天皇二十三年四月是月条にみえる多多羅原・多多羅、敏達天皇四年六月条にみえる多多羅、そして推古天皇八年是歳条にみえる多多羅の地名にもとづく」と指摘している。また三品彰英は、このうちの「踏輪津」について「慶尚南道釜山西南方の多大浦の地で古代の要津であった。：なお踏輪の日本訓でタタラを表わしたのは日本の借訓字として面白い。：この地は永く交通上・軍事上の要津であり、色々と事件のあったところである」と詳細に分析する。

こうした現地比定が正しければ、多大浦（現在の釜山広域市）の周辺を支配していた金官加羅が新羅に滅ぼされた事件（五三二年）によって、多々良氏の先祖が倭国へと移住した可能性を想定すべきように思われる。実際、「多々羅」が金官加羅国の要地であったことは、新羅国の「上臣」（倭国の大臣に当たる要職）が金官加羅に襲撃を掛けたという記事のなかで、金官を初めとする地名おそらく都とその周辺を列挙した部分について、別の史料が「多々羅」と言い換えているところからも確認できる。

・『日本書紀』継体二十一年（五二七か）四月是月条

上臣抄「掠四村」（金官・背伐・安多・委陀、是為「四村」。一本云、多々羅・

須那羅・和多・費智、為「四村」也）、尽将「人物」、入「其本国」。或曰、多々羅等四村之所「掠者」、毛野臣之過也。

ただし先に佐伯の挙げた『日本書紀』に見える多数の「タタラ」地名のうち、「踏輪津」以外の事例に関しては、必ずしも現在の釜山周辺の古代地名と断定できないものも含まれている。そうした用例については、近年の関連研究の成果を踏まえると、伽耶諸国（小国連合）を構成する有力勢力の一つである多羅国（現在の慶尚南道陝川郡に所在）との関係も想定する必要がある。多羅国の立地は、半島南部の主要勢力である百済・新羅両国の中間地点に当たる。同国の王陵などからなる玉田古墳群の発掘調査によれば、高度な製鉄技術を背景として、伽耶・新羅・百済の要素が混じり合った独特の文化が栄えた地域だったことが確認される。

このような重要性もあって、早い段階から倭国との関わりも生じていたようである。たとえば以下の伝承的な史料では、倭軍が一時的に新羅の支配下に置かれていた多羅国などに逆侵攻し、自らの勢力圏に取り返している状況が描かれている。

『日本書紀』神功四十九年三月条

以二荒田別・鹿我別一為二將軍。：擊二新羅一而破之。因以、平三定比自体・南加羅・喙国・安羅・多羅・卓淳・加羅七国一。

ただし、こうした倭国による軍事介入の甲斐もなく、六世紀代に入ると伽耶諸国は度重なる新羅からの圧迫に耐えきれなくなる。前述した金官加羅の滅亡（五三二年）に続き、最終的に盟主大伽耶も滅亡（五六二年）し、六世紀後半にはこの小国連合の全体が新羅の支配下に入らざるをえなくなった。そして旧多羅国には、新羅が周辺の旧伽耶諸国を支配するための拠点が置かれるに至る。もし多々良氏の故郷が多羅国であるとすると、この際の故国滅亡が倭国への渡来の契機となっている可能性も想定されよう。

さて具体的に、多々良氏の倭国への移住時期を考える際、まず見るべきは古代の日本史料であろう。たとえば『風土記』（和銅六（七一）三二）年に編纂開始には、播磨国の田又利氏が「志貴島宮御宇天皇」の世に移住したという伝承が記録されている。

『播磨国風土記』飾磨郡条

右号「私里」、志貴島宮御宇天皇世、私部弓束等祖、田又利君鼻留、請此

処「而居之。故号「私里」。以後、庚寅年、上大夫為「宇之時、改為「小川里」。なお、ここに見える「田又利」という表記のうちの「又」字が後世の踊り字



図「多々良氏の故郷(比定地)」

(覺字)に相当する記号であることは、すでに〔1〕説の論者によって指摘されている。語尾の「良(ラ)・「利(リ)」という違いは、古代朝鮮と倭国で通用していた漢字音のズレによるものか、倭国側での聞き取り方に難があったか判然としないが、「多々良」表記の「多」字・「利」がともに『古事記』・『万葉集』で広く利用されるのに対し、「田又利」表記の「田」字は少なくとも音仮名としては『古事記』・『万葉集』で利用されない傾向にあり、また「利」字も『古事記』では利用されない傾向にあることを踏まえると、「田又利」表記は奈良期の日本社会では馴染みの薄い表記法に基づくものだった可能性が高い。つまり古代朝鮮における漢字表記を前提とした表記、あるいは倭国の古い時期の表記法によるものであると考えられる。ともあれ「多々良」氏が「多々利」を献上してその姓を賜ったという前掲の伝説を踏まえれば、両者が同一実態を指す呼称であると考えて問題なからう。

また『新撰姓氏録』(弘仁二六(八一五)年に編纂開始…本文は前掲)には、山城国諸蕃の一つである多々良氏が「欽明天皇御世」の御世に渡来したことが記されている。該当箇所を他本では「天国排開広庭天皇」(神宮文庫本)とするものもあるが、同じことである。

これらの情報は、『風土記』の編纂から『新撰姓氏録』の編纂時期にかけて、多々良(田又利)氏は欽明天皇(天國排開広庭天皇・志貴高宮御宇天皇)の在位期(五三〇年頃～五七一年)に日本列島へ移住したと伝承されていた可能性を示している。つまり奈良～平安前期の多々良氏の諸集団は、その現住地とは無関係に自分たちの先祖の日本列島への移住時期を六世紀中頃とする共通認識を保持していたことになる。時期的な対応関係からすると、倭国への移住契機が故国(金官加羅国あるいは多羅国)の滅亡だった可能性は高い。

なお参考までに、中世後期の内氏自身による主張をいくつか確認しておく。「入日本」初泊「周防州之多多良浦」。因以為氏。至今八百余年、至持世二十三代(『海東諸国紀』周防州大内殿)・「聖德太子、賞其功而賜州郡、尔来称都居之地、号大内公」(『朝鮮王朝実録』端宗元年(一四五三)六月癸酉条)・「日本国来朝、隋大業七年辛未歲也」(同成宗一六年(一四八五)一月甲申条)・「推古天皇十七年(六〇九)己巳、居經三年、辛未歲(六一一)、百濟国琳聖太子来朝」(文明一八年(一四八六)一月二七日大内氏家譜写)・「大内氏実録土代」一六)などの記事が確認できる。このように、史料によって微

妙な差はあるが、いずれも七世紀前半頃に先祖がこの地に移住したという筋で一致する。

古代の山城国や播磨国の同族が保持した伝承と、中世後期の大内氏の主張との年代的ズレをどの様に考えるかは難しい問題であり、中世後期までに祖先伝承が失われていた結果の創作なのか、あるいは現住地(のちの周防国)への移住が七世紀前半という史実をそれなりに反映した伝承なのか、現状では結論を保留せざるを得ない。ただし、聖徳太子との関連を強調する内容については、後世の太子信仰が一般化した時期における付会と考えるべきだろう。あるいは、大内氏が自らの草創伝承と太子を絡める事にこだわるのは、来目皇子(太子の同母弟)の殯が「周芳娑婆」で行われたという記録(『日本書紀』推古二年十一月丙子条)を意識した結果なのかも知れない。

ところで後世の大内氏は百済出身であることを主張しているが、その背景として古代の伽耶諸国と百済の密接な関係もあつた可能性が無いわけではない。たとえば『梁職貢図』によると、六世紀前半の百済国は、多羅国を属国(旁小国)の一つと見なしていたことが分かる。このことは所謂「任那四郡割讓問題」(『日本書紀』継体六年六世紀初頭)十二月条の際、百済の支配下に入った四郡「上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁」のうちの「哆唎」が「多羅」と同語であるという理解とも関わってくる。この推定が正しいとすれば、最終期の多羅国は、すでに百済に編入された哆唎との関わりもあつて、百済の後援を受けて新羅と対峙していたことになり、多々良氏が故国の滅亡後に百済経由で倭国に移住してきたという想定も不可能ではない。

ただし『新撰姓氏録』の編纂に臨んだ多々良氏が、自身の先祖について「御間名国主、尔利久牟王後」と説明している以上、直接には御間名(任那(伽耶諸国)の出身とするのが妥当である。後世の大内氏の主張を根拠として、百済に直接のルーツを持つとする理解に成り立つ余地はない。そもそも大内氏の主張については、『新撰姓氏録』編纂の六・七百年後にそれと異なる主張がなされている点を問題視する以前に、すでに先行研究で明らかにされている通り、ある時は「昔、新羅後裔、遊多浦、娶妻生レ子。今大内殿、即其後也」(『朝鮮王朝実録』世宗二十三年(一四四一)一月甲申条)、つまり新羅人と加耶人の混血であると主張し、また別の時は「大内殿之先、本百済公族也」(同成宗六年(一四七五)八月庚寅条)、つまり百済出身とするなど、その内容は明らかに一貫性を欠いている。中世後期の大内氏による主張を、相応の論証もな

「史実」と見なすことに、何の意味も見いだせない所以である。

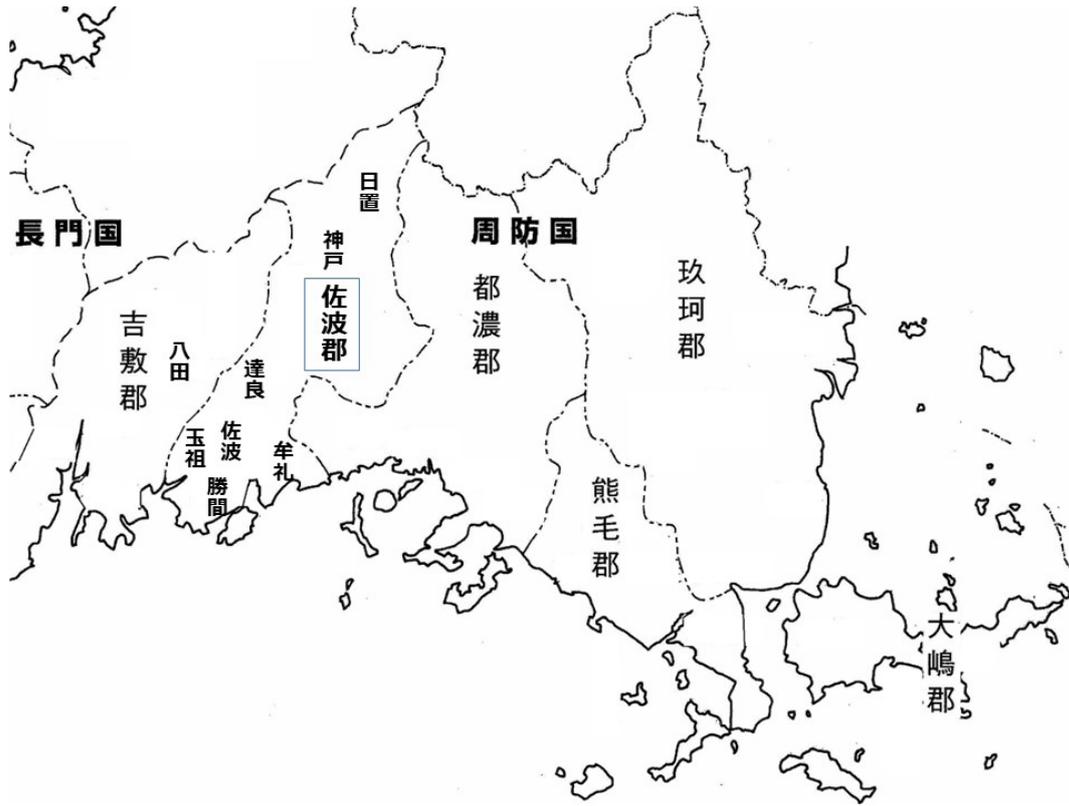
第二節 郷名氏族としての多々良氏と達良郷

前節で見たような背景から、おそらく六世紀代に日本列島へ移住してきた多々良氏だが、律令制下における彼らの活動拠点の一つに周防国佐波郡の達良郷がある。この「達良」という郷名は日本古代の地名に用いられる各種の表記法の名かでは二合仮名という特殊な表記法によっており、漢字表記のみから正確に訓読するのは不可能な地名である。ただし『和名類聚抄』に見える付訓や、後世の古文書などに見える異表記も参考にすれば、「タタラ」と訓読できる。つまり、タタラ氏はタタラ郷の郷名氏族といふことになる。

同じ佐波郡内には牟礼氏・日置氏・玉祖氏などの郷名氏族がおり、隣郡でも吉敷郡八田郷の矢田部氏など類例は少なくない。周防国全体に視野を広げても、国名の由来となった周防氏(熊毛郡)や、郡名の由来となった佐波氏(佐波郡)など類似の存在は数多い。そうした氏族と郡・郷との関係性を踏まえると、多々良氏の場合も、当地への移住は遅くとも七世紀中頃までには実施されていた可能性が見えてくる。

八世紀初頭までに南九州・東北北部を除いて施行された国・郡・郷制について、全国的な実態は平安中期の状況が『和名類聚抄』(二十卷本)の郷里部に掲載されている。それによると、周防国佐波郡には、牟礼・達良・佐波・日置・玉祖・勝間・余戸・神戸などの諸郷が存在したと判明する。このうちの達良郷の所在だが、先行研究のなかには、旧国府域内に残る小字「タタラ」や、国府域内から出土した「達良君猪豆」と記された木簡などから、達良郷が周防国府域内にあつた可能性を想定する論者もいる。しかし地方に置かれた各種の行政組織のうち、郷は律令税制が人頭税方式だったことと関連して、末端における人身支配の単位として機能していた。そのため、郷に明確な領域性はなく、土地管理の機能も担っておらず、住民のほとんどが畿内や国内他郡からの出向者で構成される国府域全体を郷長が管轄下に置いていたとも考えにくい。古代史料で国府の所在が郡名で表示され、郷との関連が想定されていないのも、こうした基本性格の反映である。このような前提を踏まえると、後世の史料で国府域内に検出されるタタラ地名を、令制下の達良郷の遺称と見なすのは難しい。

なお国府域内に、中世の多々良氏が先祖の墳墓と主張した車塚古墳(六世紀



図「佐波郡内の郷配置図」

後半の前方後円墳が存在することもふまえれば、大化前代に多々良氏の勢力範囲だった地域に周防国府が設定された関係で、域内に関連地名が残ったという想定も不可能ではない。しかし一般的な令制下における郡名の設定傾向を念頭に置けば、車塚古墳は郡名氏族である佐波氏の先祖を葬った古墳と考えるのが妥当である¹⁷⁾。

もし中世の多々良氏の主張が一定の史実を反映したものであった(＝車塚古墳は多々良氏の先祖を葬った古墳だった)としても、七世紀末～八世紀初頭における国府設定の際、府域から旧来の住人は排除されなくてはならない。国府設定後、府域内に残存した地名のみをもって、それが令制下における多々良氏の勢力圏を示すと主張するのは無理がある。

このほか「達良郷」の遺称地として、中世の多々良郷も一つの候補ではある¹⁸⁾。しかし関連史料を見る限り、多々良郷の郷域内として具体的に判明するのは、「国衙」・「草薙」など国府域内の地字ばかりで(『鎌倉遺文』二二四五・同二二四五九)、前述した理由によっても、これらの地名から令制下の達良郷の範囲を復元することは難しい。これらの地字は、中世の多々良郷が、古代の達良郷の郷域を超えて広がっていたことを示すにすぎないと考えるべきであろう。中世の同郷と多々良氏との関係を推定する先行研究は少なくないが¹⁹⁾、実際のところ、直接の関係を示す史料が一切確認されていない点は看過すべきでない²⁰⁾。

以上の諸説に対し、「建久八年阿弥陀寺鉄塔宝塔」に刻まれた銘の四至記載にみえる「多多良」が、阿弥陀寺の西～未申(西南)にかけての地域、つまり国府北方に比定されることは、注目すべきだろう。現在の防府市東佐波令に残る「多々良山」という地名は、この遺存地名の可能性も高く、そうであれば、達良郷は国府域の北方に広がっていた可能性が見えてくる²¹⁾。中世の国府域内への多々良郷の浸食が北部区域に限定されるのも、そうした背景と関連させて理解できよう。

・「建久八年(一一九七)阿弥陀寺鉄塔宝塔銘」(『防府市史 史料Ⅰ』)の四至部分
四至

東限山峰

南限大路(辰巳経尾／未申多多良界)

西限多多良山界

(梵字ウーン)

北限山峰

さて佐波郡達良郷が国府北方に展開していた場合、吉敷郡八田郷と境を接していたことになる。このような立地関係を前提とすると、吉敷郡の東辺(佐波郡と境を接する地域)に「小鯖(おさば)」という地名が残ることは注目される。現在の山口市東辺部にあたるこの地域は、現在、防府市街地(旧国府城)に近い南側から順に上小鯖・下小鯖と呼称されており、その範囲はほぼ山間部に限られるとはいえず、約五〇平方キロに及ぶ広大な地域である。

先行研究において、この地名は、令制に基づく郡・郷の設定以前の時期に、当該地域が後の佐波郡と一体的に機能していたことを示す呼称と推定されている²²⁾。つまり郡域設定の際、従来の地縁関係からすると佐波郡側に属してもよい地域が、別の理由から吉敷郡側に配置された可能性が想定されることになる。他の地域でも、令制下の郡の分割の際、自然村落が複数の郡域に分割される事例はあり、同様の現象が吉敷郡と佐波郡の間でも生じたと考えられるのである。この地域は、近世の『防長風土注申案』を見ると、おもに「山野」・「小道」・「山道」などから構成され、地区によっては「人家なし」という記載も頻見される。つまり、とくに独自の勢力圏を構築できるほどの生産力を保持していた地域ではなく、古代の国・郡・郷制の施行期に、単に郡境を鯖山の稜線に沿って引く必要から機械的に分離されたに過ぎないと考えられる(令制下の行政区画の範囲を決める際、河川や山稜など自然地形に沿って境界線を引く事例は数多い)。以上のような分析をふまれば、令制施行以前の多々良氏の勢力圏は、令制施行後の行政区画で表現すると吉敷郡の東部(小鯖)から佐波郡の西部にかけて広がっていた可能性も想定できることになる。その場合、同氏は一郡規模というほどではないにしろ、複数の郡域にまたがって勢力圏を保持するレベルの地域有力者だったということになるろう。

第三節 多々良氏と周防国の国衙諸職

前節で見たように、多々良氏は佐波郡達良郷を本貫地としていたことから、令制施行期においては佐波郡の郡領(大領・少領)とはいかないまでも、おそらく主政・主帳あたりの下級郡司を断続的に勤める程度の地位は確保していたと思われる。当然、本拠地の達良郷内では郷長を歴任する場合が多かつたろう。

このうち、現地有力者が任用国司を勤めるようになる一〇世紀代を経て、国衙在庁として勢威を振るう一世紀中頃以降になると、多々良氏も主要な活動の拠点を国衙へ移行させていったと考えられる。このようにして国衙で活動するようになった同氏の権力を象徴するのが、古代後期から中世前期の関連文書に見える国衙「権介」という地位と、「大内介知行所領注文」にみえる「安主所職」・「惣追捕使職」という職である²³⁾。

大内介知行所領

- 一所 矢田令 一所 宇野令
- 一所 佐波令 一所 国府浜
- 一所 小津馬嶋 一所 下右田
- 一所 富田保一分地頭 一所 大内村
- 一所 宮野 一所 本庄
- 一所 由宇郷 一所 通津郷
- 一所 横山 一所 日積村
- 一所 大海 一所 安主所職
- 一所 惣追捕使職

已上周防国

- 一所 参河国高須郷
- 一所 伊予国味須郷法師名

右状略之了(仮令右状ニハ自余委細之旨/注進之旨載之歟)

まず「権介」とは、受領(最上位の国司)の国除目で任命される在庁介のことである。多々良氏の場合、おそらく代々の当主が在庁介を歴任してきた実績から、鎌倉期のうちに「大内介」と呼ばれるようになっていた。この「地名+介」については、近世の『貞丈雑記』に「八介」として秋田城介・三浦介・千葉介・上総介・狩野介・富樫介・大内介・井伊介などが挙げられ、このうちに大内介も含まれている²⁴⁾。ただしこれら地名+介の肩書きを持つ人物が、当時、一国内で唯一の卓越した地位を確保していたわけでは、必ずしもない。たとえば伊豆国の場合、『貞丈雑記』に見える狩野介のほか、『吾妻鏡』や軍記物によれば、平安後期の段階では工藤介・北条介などの併存が確認される。周防国の場合も、大内介だけでなく「周防介」(『源平盛衰記』ほか)を名乗る一族もあつた。

周防氏は、大化前代にこの地域で最大の勢力を誇った周防国造の子孫である。「天徳三年(九五九)周防国司解」(『朝野群載』巻二六)には「正六位上行介周防宿祢正遠」と見えるなど、早く平安中期の段階で、除目に基づく正式な介(国司四等官のうちの第二位「次官」)の地位を確保した実績も持っていた。中央から派遣される地方官「国司」は、令制本来の理念では「本籍廻避」といって、その土地に本籍を置く人物の就任が認められない原則になっていたが、一〇世紀代を境として、任用国司の場合に限って例外的な運用が始まる。周防氏的人物が、その初期の適用事例になっていること、とくに地方出身者の任用が認められた国司四等官のうちの長官(守)を除く三等官(介・掾・目)のうち、その最上位の地位を確保していることは、彼らが当時の周防国内で拔群の勢力を誇っていた可能性を示唆している。

このうち任用国司の地位が重視されなくなり、現地有力者たちが新たに注目するようになるのが国除目で補任される在庁介である。平安後期までには、この在庁介が国内政治において大きな発言権を行使するようになっていた。

同時に存在する在庁介の数は地域によって異なるが、平安後期〜鎌倉前期の場合、通常の国では二〜三名程度だったようである(29)。たとえば紀伊国では、「大治二年(一一二七)八月十七日 紀伊国在庁官人等解案」(『平安遺文』補三〇二)に、介三名が自署を加えている。長門国の場合、介二名(『鎌倉遺文』二九四七・五一五七・五二五一など)の自署が通例となっていた。

本稿で検討対象としている周防国の事例を見ると、「養和二年(一一八二)四月二十八日 野寺僧弁慶申状案」(『平安遺文』四〇二三)・「文治三年(一一八七)二月 周防国在庁官人等解写」(『鎌倉遺文』二〇九)では大江氏(30)と多々良氏の人物がその地位にある。

・「養和二年(一一八二)四月二十八日 野寺僧弁慶申状案」(『平安遺文』四〇二三)の在庁判部分

- 散位土師〈在判〉
- 散位土師〈在判〉
- 散位土師〈在判〉
- 散位中原〈在判〉
- 散位賀陽〈在判〉
- 散位土師〈在判〉

散位賀陽〈在判〉
散位日置〈在判〉
権介大江〈在判〉
権介多々良〈在判〉

また「正治二年(一一二〇)十一月 周防国在庁官人置文」(『鎌倉遺文』一一六三)・「正治二年十一月 周防国阿弥陀寺田畠坪付」(同一一六四・一一六五)では日置氏と多々良氏が務めている。

・「正治二年(一一二〇)十一月 周防国阿弥陀寺田畠坪付」(『鎌倉遺文』一一六五)の自署部分

正治二年十一月 日

- 散位多々良盛綱(花押)
- 散位大原清廉(花押)
- 散位土師助元(花押)
- 散位中原助近
- 散位中原助永(花押)
- 散位中原助国(花押)
- 散位大江永守(花押)
- (中略)
- 散位中原盛保(花押)
- 権介日置高元(花押)
- 権介多々良弘盛(花押)

目代春阿弥陀仏(花押)

つまり平安後期〜鎌倉前期にかけての周防国では、国衙発給文書に用意された自署欄を見る限り、介は二名が定員で異なる姓の人物が務めていたことが分かる。ただし多々良氏は、そのうちでも常に一枠確保し、文書の一番奥(「最上位」)に自署していることから、国内における優越的な地位を確実なものとしていたと推定される。

つぎに「安主所職」だが、案主は「文案を主(つかさど)る者」の意(『国史大辞典』笹山晴生執筆)とされる。古代の中央・地方の官司や、荘園・神社、貴族の家政機関などに広く見られ、実質は「書記官」を意味していた。

また「所」とは、官衙の諸機能を分掌する機関を指す表現である。国衙「所」の主要なものは、『新猿楽記』(一一世紀中頃)に列挙されている。

・『新猿楽記』四郎君

四郎君、受領郎等、刺史執鞭之図也。：是以、凡庁目代、若濟所・案主所・健児所・檢非違所・田所・出納所・調所・細工所・修理等、若御厨・小舎人所・膳所・政所・或目代、或別当、況檢田使・收納・交易・佃・臨時雜役等之使、不望自所懸預。

ここで目代・濟所(税所)に続けて案主所が配列される順番からは、当時の国衙において同所が重要な位置を占めていたことが分かる。ただし、この案主所という「所」は、全国的に存在する訳ではなく、実例によると山陰・山陽・南海道の諸国に偏在している。以下、その具体例を確認しておこう。

まず山陰道の事例だが、因幡国では『時範記』承徳三年(一〇九九)三月二日条に、新司の着任儀礼の一環として「案主所・税所、成上吉書之後請印」という記事がある。この記事は、当時の因幡国の諸所のなかで、案主所が税所に並んで重要な位置にあったことを示している。また前後の記事に登場する「介久経」という人物が、「伊福部系図」⁽³⁵⁾にみえる伊福部久経のことであることや、同系図に「久経(一神主兼惣官、号安田大夫/一男補案主所兄部。仮名吉宮)」と見えることから、彼が案主所兄部を務めていたことも判明する。つまり周防国の大内氏と同じく、因幡国の伊福部氏が在庁介+案主所兄部を務めるパターンを採っていることが分かる。

また出雲国では、やや後の時代の史料となるが、「玉治二年(一二四八)か杵築大社造宮遷宮旧記注進」(『鎌倉遺文』七〇一七)に「案主所兄部」と、「建長元年(一二四九)六月出雲杵築社造宮所注進状」(『鎌倉遺文』七〇八九)に「案主所書生」という肩書きが見えるところから、案主所が兄部・書生などから構成されていることが判明する。

石見国の事例では、「案主大夫」(長門本『平家物語』)という人物が、一ノ谷合戦に平家方として参戦したことが伝わっている。この人物は、「益田氏系図」⁽³⁷⁾に「案主大夫」と注記される益田兼実のことと推定される。彼は源平合戦期の当主であり、时期的にも合致する。とすると、当時の石見国では益田氏の当主が案主所の大夫の地位を占めていたことになる。

つぎに南海道の事例だが、伊予国では、一二世紀前半のこととして「新居系図」に案主所を統括する「案主大夫」という肩書きを持つ有力在庁・別宮義信の名が見える。また、その養子となった越智吉景が、案主所を継承して、のち

の河野氏・新居氏をはじめとする伊予国の一大勢力の礎となったという説明が掲載されている。なお「案主大夫」という肩書きは、前掲の石見国の事例とも同じなので、この時期、西国の広い範囲で用いられていたのかもしれない。おそらく、「兄部」と同義に用いられているのである。

また讃岐国の事例では、「綾氏系図」⁽³⁸⁾の冒頭に、「国衙案主所・一庁官、不可交雑他俗者也」とあり、国府所在郡を中心に勢力を誇った綾氏が、案主所職や一庁官(在庁の首席)を務めていたと分かる。この記載によれば、因幡国と同様、平安後期〜鎌倉前期の讃岐国で、案主所を押さえた勢力が留守所のトップも占めていたと理解すべきだろう。

このほか国名不詳の国で、国衙の案主所から大量の「打紙」(紙の表面加工)作業を要求され、その負担の大きさから免除を願っている「大治元年(一二二六)五月二日某国々分尼寺三綱等解」(『平安遺文』二〇七〇)事例がある。先に述べたように案主所は国衙行政のなかで文書行政の中心に位置する機能を担っていたと考えられ、そこで毎年作成する書類の量の膨大さを物語る史料と理解されよう。

このように案主所の事例は、現在の中国・四国地方に集中して見られる一方で、その他の国における「案主」は、留守所の「案主」(『治承五年(一一八一)二月二十日伊勢国留守所下文』『平安遺文』三九五二)などのように、国衙機構に所属する書記官という事例に限定される。その種の本来の案主の業務が、一部の地域で拡大して独立の部署となったものが「案主所」と推定されよう。つまり、国衙行政のうち文書の作成・発給・保管などを一手に引き受ける部署と考えられ、国衙の収入を確保する税所と並び重要な部署ということになる。さて、以上のように確認したうえで、周防国(山陽道)の事例を見ておこう。

多々良氏(大内氏)が遅くとも中世前期のうちに案主所を押さえていたことは、先に挙げた「某年大内介知行所領注文」⁽³⁹⁾だけでなく、「文保元年(一一三二)二月一〇日了慶・助真連署書状」(『鎌倉遺文』二六〇九三)からも確認できる。この史料では、周防国に下向した東大寺僧が東大寺に宛てて「案主所代未⁽⁴⁰⁾及⁽⁴¹⁾出仕候。抑止吉書已下大小仏神事等、令⁽⁴²⁾抑留所務候之間、諸郷一同守⁽⁴³⁾此趣、御国務之体、有名無実候」と報告している。つまり、周防国衙の案主所を押さえた大内介がサボタージュを続けた結果、国務の処理が停止している状況が記録されているのである。こうした現象が生じるところからは、周防国に

においても、案主所が単なる国衙の所の一つではなく諸所を統括する機能を果たしていたことや、所のトップ(おそらく兄部)を務める大内介が、実質的に当時の国衙全体を掌握する立場にあったことが判明する。

一方、「惣追捕使職」については、寿永二年十月宣旨によって朝廷から幕府に委譲された「国衙在庁指揮権」⁽⁴¹⁾とも関連しており、朝廷やその権限を代行する国司(周防国の場合は東大寺)が任命する職ではない可能性もある。多々良氏(大内氏)がこの職をどの段階で、どういった経緯から入手したのかは不明だが、追捕使職は、軍勢催促権をテコとして国内他集団を主従関係に取り込むテコとなる職である。⁽⁴²⁾ 国内の文書行政を統括する案主所職と、同じく軍事的な活動を統括する総追捕使職を押さえたことで、多々良氏の周防国内における政治的地位が強化されたことは疑いない。

以上の諸職(のうち、権介や案主所職)を任命する際に行われたのが「国除目」である。国除目についての詳細は、関連史料が乏しいこともあって不明だが、受領やその代理人が、権介のような在国司職をはじめ、郡司職・郷司職や荘司職など広い範囲の諸職に補任する儀式と推定される。⁽⁴³⁾ 一般的なあり方から類推して、関係者を集めた任命式を行ったうえ、場合によっては、任命の事実を記した庁宣なども発行されたと考えられる。つまり、関係者の多くが異議を唱えるような任命は実現しないのが通常だったろう。⁽⁴⁴⁾

補任に際して交付された公文書の類はほとんど現存しないが、在庁介職は散位(＝県召除目)によって任命される正式な官職ではない⁽⁴⁵⁾で、受領個人の判断で任命できる役職と考えられる。受領の側にしても、任地でわざわざ荒波を立てるつもりはなからうから、事実上は現地勢力側の総意による推薦を受け入れた可能性が高い。ただし、形式的は上からの選択と任命という方式を採っている点は看過すべきでない。少なくとも平安期において、受領側の意に沿わない行動を繰り返すような在庁は、解任という最終手段を採られる可能性もあったのである。

ともあれ多々良氏の場合、以上のような手順によって、平安後期までには在庁介の地位を、また鎌倉期のうちには国衙の案主所職・惣追捕使職なども確保し、それらの権限をテコとして周防国内に勢力を拡大していったのである。

ところが、こうした肩書きに重きを置く方針には、鎌倉後期までに変化が生じる。たとえば、前掲の「文保元年二月十日了慶・助真連署書状」に見える大内介による傍若無人な国務サボタージュは、すでに鎌倉幕府の御家人化も果

たした状況下(この点については第五節で後述する)、もはや東大寺から「権介」「案主所職」などに任命される必要性をそれほど感じてない自信の表れといえよう。この頃までに、平安後期以来の活動方針には、大きな変更が加えられていたのである。

第四節 多々良氏と院権力との関係

前節では、多々良氏の周防国衙在庁としての活動について検討した結果、平安後期以降の同氏の性格について、ある程度の情報が判明した。一方、それ以前の多々良氏の活動については関係史料がほとんどなく、先行研究においても、これまで活動実態についてはほとんど解明されていない。以下、断片的な史料から、どの程度の情報がくみ出せるかを試行しておきたい。

奈良期の周防国における多々良氏の活動については、佐波郡に達良郷が置かれていたことなどにより、それ以前からの当地の名族としての社会的な地位をうかがうことができるくらいで、それ以外では「延喜八年(九〇八)周防国玖珂郡戸籍」に見える玖珂郡住人「多々良公秋男」⁽⁴⁶⁾の存在が知られるに止まる。この史料によると、本貫地である佐波郡達良郷のなかに止まらず、同国東部の玖珂郡にも移住者があったことが確認される。

ただし国衙行政との直接の関わりを示す史料となると、さらに三世紀近く下ることになる。ようやく平安末期の国衙関連の文書のなかで、「仁平二年(一一五二)八月一日周防国在庁下文」(『平安遺文』二七六三)・「養和二年(一一八二)四月二十八日野寺僧弁慶申状案」の在庁判(『平安遺文』四〇二三)・「文治三年(一一八七)二月周防国在庁官人等解写」(『鎌倉遺文』二〇九)のように、多々良氏の人物の自署欄が用意される事例から、国衙の留守所で有力者としての地位を確保していることが判明する。これらの史料が、周防国内における同氏の具体的な政治的権限を示す最初期の史料ということになるが、ここで八名の国衙在庁のうち、すでに唯一三名を輩出する大勢力となっている点は注意すべきだろう。とはいえ、彼らの立ち位置は複数の同輩のなかでの一員というレベルに過ぎず、いまだ十分に卓越した政治力を行使できる状況は確認できない。

・「仁平二年(一一五二)八月一日周防国在庁下文」(『平安遺文』二七六三)
 庁下 矢嶋住人等

可_レ為_レ賀茂社御領事

右、去七月日御庁宣云「件嶋為伊保庄内彼社御領、可_レ奉免_レ所当并雜事」者、早為_レ社領、可_レ随_レ神役_レ之状、所仰如_レ件。不可_レ違失。仍下。

仁平二年八月一日

散位賀陽(花押)

多々良

矢田部

賀陽(花押)

多々良(花押)

多々良

日置

日置

散位中原朝臣(花押)

この後、多々良氏の活動に関するまとまった情報となると、以下の史料が注目される。

・『玉葉』治承二年(一一七八)十月八日条

天晴。大夫史隆(小朝)職注送曰、去夜被_レ行_レ公事等。(…中略…)

被_レ召_レ還_レ流_レ人_レ(有_レ結政請印。参議実宗・少納言惟基等参勤。天変御祈)

多々良盛保(伊豆) 同盛房(常陸)

同弘盛(下野) 同忠遠(安房)

已上、周防国住人也。

この記事では、治承二年十月の天変御祈にかかる特赦として、東国へ配流されていた周防国住人(多々良盛保・盛房・弘盛・忠遠)が「召還」されている(おそらく周防国への帰国を許す処置だろう)。この際の御祈自体は九月から続けられていたが、ここ数年は断続的に飢饉が続いており、天変が回復しない状況が続いていたことへの対応と考えられる。

彼らが処されていた刑罰は死罪の一等下の流罪だが、配流先から見ても重い「遠流」と考えられる。なお伊豆は常陸・安房(おそらく下野も)などと同じ遠流の地だが、平安時代を通じて他の流刑地よりも重刑者を送る先だったことなども踏まえると、四名の多々良姓の人物のなかでも、多々良盛保が主犯と見なされていたと推定される。⁽⁴⁸⁾

配流の要因については、諸説ある⁽⁴⁹⁾。たとえば松岡久人は、「大内氏が、大内系図(大内氏実録所収、以下これに同じ)に、「弘盛(周防権守 称大内介)元暦年中平家追討之時、為_レ功賞、賜_レ長門国」と記されているように、また吾妻鏡の記載によれば範頼軍が平氏追討の前進基地として周防を選んだように、源平争乱にあたって源氏の側に立ったらしいことと合せ考えれば、いろいろの想像が廻らされる」と述べ、こうした見解を継承した三坂圭治は「この流罪がどんな事件に関連したものは明らかでないが、そのころ朝廷の名で発せられる賞罰は、すべて清盛の考えからでいた。清盛がもつとも熱心であった宋との貿易を妨害したか、あるいは周防国衙の政治に関連して、よほど清盛の意にさからうところがあつたのであろう」と、周防国で平氏政権が不快に感じる行動を取つた結果とする。しかし、その種の事例では私刑としての配流が行われたとしても、⁽⁵⁰⁾太政官で正式な召還処理が行われ、貴族の日記に記録されるようなことにはなるまい。

ここで注目されるのが、都における多々良氏の活動を配流の原因とする福尾猛市郎の見解である。具体的に、福尾は「当時(後白河)法皇の側近を中心とする反平氏の陰謀に、多々良一族も参じたことの露頭によるものではなからうか」と想定する。つまり時期的な近接を根拠として、反平家の陰謀とされる鹿ヶ谷事件(一一七七年五月)⁽⁵¹⁾に多々良氏が加わっていたと想定するのである。具体的な論証はないが、興味深い仮説である。

こうした観点から、流罪になった四名のうち、最も重罪と見なされた可能性が高い多々良盛保(伊豆国へ流罪)の事例を検討しておこう。先行研究の分析によれば、平安後期の伊豆国への配流事例は、(一)神事違例により告発された国司や伊勢神宮関係者、(二)呪詛などを行った僧侶、(三)政争に関わつた武士、の三種に分類できる⁽⁵²⁾。この分析の根拠として多々良氏の事例は含まれていないが、多々良盛保の配流は(一)・(二)ではあり得ないので、消去法的な見地からしても(三)に分類するのが妥当だろう。とすれば、彼は同国に配流された源為朝・源頼朝などと同様、中央における政争に加担し、その結果として流罪とされた可能性が推定できることになる。時期的に見ても、福尾氏の想定が説得力を帯びてくる所以である。

なお同様の罪を負つて伊豆国に流された人々の行く末を確認しておく、まず保元の乱(一一五六)で流された源為朝の場合、「安元二二六、於伊豆大島

被討了」(『尊卑分脈』)とあるように、安元二年(一一七六)に現地を追討され、戦死している。また平治の乱(一一五九)で流された源頼朝の場合、治承三年(一一七九)に武装蜂起したことは周知の事実である。いずれも二十年に渡って流刑地で過ごす羽目に陥っており、このカテゴリーで伊豆国に流された罪人への厳しい扱いが確認できる。こうしたあり方に対し、多々良盛保が流罪後、わずか一年数ヶ月で召還されていることは、恐らく偶然ではない。いわゆる治承三年十一月のクーデターによって政界上層部が親平家派に占められるようになる以前の段階では、坂東に流された多々良氏の人々の減刑を働きかける勢力が、政界上層部で一定の発言権を保持していた証と考えるべきである。

このように検討してみると、治承三年十一月のクーデターで、平家から厳しい処罰を受けた藤原兼盛・能盛ら院近臣の存在がクローズアップされてくる。彼らは、一家の祖に当たる藤原盛重(藤原良門流国仲の猶子。檢非違使・石見守・相模守・信濃守・肥後守などを歴任)の「周防国住人。童形之時、候北面。白河院御寵童。元服之後近習」(『尊卑分脈』)・周防の国の百姓の子なり(『十訓抄』)という出自とも関連して、三代後のこの時期に到っても院庁による周防国支配の要を担っていた。そうした背景もあって、周防国西部の多々良氏だけでなく、同国東部の内藤氏など、この時期の周防国人の一部は、この一流と深い繋がりを結んでいた。ここで取り上げた多々良氏の坂東諸国への配流だけでなく、内藤氏の以仁王の乱(一一八〇年)への参加なども、彼らとの関係のなかで生じた一連の現象と想定される。

この盛重流の人びとが、祖父の出身地が周防国というだけで、同国の現地勢力を結集できたわけではないことは勿論である。実は一一六〇〜七〇年代にかけて、盛重流の能盛・兼盛などは周防守を歴任しており、そうした現実的な支配関係も現地勢力との結びつきを強める効果を生んだと考えられる。たとえば藤原能盛は、藤原季能(公卿補任)によれば任期は治承元年(一一七七)正月〜六月(の)後を受け、治承三年の政変で解官されるまで(『玉葉』・『山槐記』)治承三年(一一七九)十一月十七日条)、周防守を務めている。つまりこの院近臣こそが、鹿ヶ谷事件の直後から治承二年に多々良氏の人々が召還された時点にかけての周防守ということになる。

彼の弟兼盛も、「周防守」(『尊卑分脈』)を務めている。治承三年十一月のクーデターで兄能盛が周防守から解任された後、平家知行国となった同国では平

範経(『玉葉』)治承三年十一月十八日条)が守を務めている。内乱終了(平家滅亡)後は院分国に戻るが、藤原定輔などが守を務める時期を経て、文治二年(一一八六)には造東大寺料国となっている。以上の経緯を念頭に置くと、兼盛が周防守を務めたのは、一一六〇年代から七〇年代前半にかけて、つまり兄能盛の直前に当たる時期と推定される。

中央の藤原盛重流の人びとは、こうした立場も利用して、周防国を対象に一定の勢力圏を確保しようと試行錯誤を続けた可能性が高い。具体的には、院庁から派遣される受領(あるいは目代)と国侍などという身分関係をテコとして、周防国の有力者に在京の番役を課すことなどから、主従関係の形成が進められたと推定される。

地方出身者が京都に上番して受領に奉仕するありかたは、一一世紀中頃には確認される。たとえば、三河守源経相の死去に関する記事によれば、三河国では受領の京宅に任国から「国侍」が上番していた。こうした記事にみえる「国侍」については、すでに先行研究で、受領に対する名簿捧呈によって主従関係を結んだ存在であることが指摘されている。

・『春記』長暦三年(一〇三九)十月七日条

…参河守即日也。…彼国宿人等并国侍等、過三葬送一可三下向一之由陳之云。…参州生年六十一、任国四年也。

ただし一二世紀初頭の『医心方』紙背文書にみえる記載によれば、当時の国侍とは受領の得替(代替わり)毎に改替される可能性もある不安定な地位だったらしい。

・「年月未詳親賢奉書札紙書」(半井家本『医心方』紙背文書)

重仰云、

国侍・国雑色・国舎人、得替時□二人数一、是定例也。謹尋□本数并子□一、可レ令レ注二進夾名一者。謹状。

また、一般的な受領と現地勢力の関係の場合、もし改替されなかったとしても、受領の代替わり毎に主従関係が更新されることもあって、特定の主体との継続的な関係性は生じにくかったと考えられる。

とはいえ、両者の関係が受領の任期と関わりない継続的な主従関係に転化する余地もあったことは、既に指摘されている。実際、一一世紀中頃の肥後前司藤原定任の殺害に関する記事では、容疑者として「土人」(肥後国人)が逮捕さ

れている。結局、彼は真犯人ではなかったようなのであるが、この人物が即日逮捕されていることは、主人が受領としての任期を終えても在京していた結果である。つまり、彼は藤原定任が「前司」となって以降も、その「従者」を務め続けていたことになる。こうした事例の存在からも、この種の主従関係が受領任終後まで継続する場合があったことが確認できる。

・「春記」長久元年（一〇四〇）四月十一日条

天晴。今朝令、肥後前司定任、去夜敵令^{八云云}殺。彼従者一人擲捕。有二嫌疑一之故也。是本国土人云々。人々云「檢非違使去夜相分所々追捕」云々。

又「拷二彼従者一問二由緒一」、又「閉二関々一処々往還不レ通」云々。「不レ捕二実犯人一、只有二往反之煩二」云々、太以無レ由。

一般の受領とは異なり、実質的な支配主体が一定期間に渡って継続する場合、こうした関係性はより濃厚なものとなったはずである。実際、中央勢力が自らと関係の深い地方武士を動員する現象が、平安後期の知行国主の事例で確認されており、長く院分国だった周防国でも同様の関係性が構築されていた可能性は高い。一二世紀代を通じて培われてきた分国主—受領—現地有力者という関係性もあって、鹿ヶ谷事件に際して多々良氏の人々が院庁側の意図に沿って行動したことは十分に考えられよう。

こうした関係性を前提として、盛重流の人々は周防国人との間により深い関係の構築を試みた可能性がある。彼らは擬制的な血縁関係を構築して惣領家と他の集団が主従（あるいは同盟）関係を結ぶ、いわゆる党的武士団^④のような集団の形成を指向していたと推定される。こうした関係がどの時期まで実質を帯びていたかは判断しがたいが、連携対象の一つとされた周防内藤氏の場合、院政期に「盛遠—盛定—盛家—盛時」というように「盛」字を共有し続けたうえ、盛重流との関係が途切れた時期になっても、家の系譜を盛重流と接続させたうえで（假冒系図の作成）、通字として「盛」字を使い続けている。このように、院庁の藤原盛重流との関わりは、この家の人々にとって一定の重みを帯びる出来事だったと推定される。

具体的に、本稿で検討対象とする多々良氏の場合も見ておこう。各種の「大内系図」によると、多々良氏の人々が「盛」を通字とする時期は「貞長（本盛）—盛房—弘盛—満盛」（たとえば「大内系図」『統群書類従』巻一八七）の四代という情報で共通する。支流でも、右田氏には同世代の人物として「盛長（盛

房弟）—盛綱—盛俊」がいるように、平安後期—鎌倉前期にかけて「盛」字を共有する傾向が見いだせる。

このように、別稿で検討した内藤氏の事例だけでなく、同時期の多々良氏の場合も「盛」字を通字としている現象は、当時の周防国有力者のなかで同種の現象が同時多発的に生じていた可能性を示唆している。こうした現象を考える際、すでに先行研究で、平安後期における主従関係を結ぶ人物間で名前の一字を共有する現象（たとえば畠山重忠—大串重親）が確認され、そうした関係性は政治的な紐帯を強化する効果を発揮していたと推定されていることは注目される。院庁において、受領などとして周防国の管理を長く担ってきた一族と、周防国人との間で同様の関係性が構築されていても不思議はない。

すでに本節で見てきたように、もともとの多々良氏は、佐波郡内で郷レベルの有力者として長く活動していたと考えられる。このような一族が、郡レベルを飛び越え、在庁介として一国内における卓越した権力を行使するに至る背景として、ここで触れた院庁とのつながりが無関係とは考えにくい。とくに一二世紀後半になって、突然、在庁首座の地位を占めるようになる政治的要因として、同時期に周防守を歴任していた藤原盛重流の人々との関係は一定の効果を発揮した可能性が高いのではなからうか。

ところで多々良氏の場合、一三世紀前半の満盛を最後に当主が「盛」字を棄て、代わって「弘」字を採用するようになる。後者の通字を採用する経緯は不明だが、いずれにせよ多々良氏が通字「盛」を利用しなくなる現象は、旧来の藤原盛重流の影響圏からの離脱を反映した現象と推定される。次節で後述するように、多々良氏が一三世紀中頃までに幕府との関係を強めるように方針転換することと、何らかの関連があるように思われる。

なおこの点と関連して、本節冒頭で触れた多々良氏の人々の坂東への配流が、治承・寿永の内乱期における同氏の動向に影響を与えたとする見解もある^④。たしかに一定の影響が生じた可能性は否定できない。実際、毛利家文庫本「大内家系」（前述）には、「弘盛」の項に「承安年中大内十一代弘盛、豆州下向。鎌倉右大将家、有二三参会^{（マツ）}甚満盛為二猶子一。右幕下自筆御書有之」などという記載が見られる。勿論、そのまま史実とは考えられないが、大内氏の家中に、配流されていた期間に坂東の現地勢力とつながりが生じたという記憶が伝承されていた可能性は推定できる。こうした人的関係が、周防国在庁の船所五

郎正利が源義経の軍勢に兵船を提供した記事(『吾妻鏡』元暦二年(一一八五)三月二十一日条)⁶⁵⁾に象徴されるように、周防国全体の支持が源氏方に傾く過程で、ある程度の意味は持ったかもしれない。⁶⁶⁾ただし、内乱期における多々良氏の活動方針については、既に見てきた様な院庁との関係の方を、より重視すべきだろう。

第五節 多々良氏と鎌倉幕府

前節では、平安末期における多々良氏が、院権力と関わりを持っていった可能性について述べてきた。こうした彼らの活動形態は、鎌倉初期の彼らの立ち位置ともリンクしてくる。たとえば先行研究のなかには、治承・寿永の内乱期に源氏方について戦ったことで、乱後は御家人としての(あるいはそれに準ずる)地位を手に入れたという見解もあるが、そうした理解は具体的な根拠を示したうえのものではない。

実際のところ、乱の前後を通じて、多々良氏は周防国で国衙在庁の首席の地位を確保し続けていることから、内乱期に平家方に付かなかつたことは間違いない。しかし、どこまで主体的に、源氏方に与力したかは定かではない。たとえば源義経に従って壇の浦の合戦で手柄を挙げたなどの事実があれば、後世の大内氏の関連史料のなかで大きく謳われてしかるべきだろう。

内乱期における多々良氏の活動については、管見の限り、毛利家文庫本「大内家系」(前掲)の「満盛」項に見える「蒲御曹司範頼副將軍」という情報からいである。これによれば、満盛は源範頼の軍に「副將軍」として加わって、彼の九州侵攻を支えていたことになる。範頼は元暦元年(一一八四)の段階で周防国に入り地盤を固めているので、この情報が正しければ、多々良氏は壇の浦の合戦の半年以上前には、源氏方に協力を始めていたことになる。乱後、国衙在庁職を引き続き保持する状況との整合性を考えても、あり得る展開である。

範頼は九月二日に追討使として京都を進発したのち、周防国を拠点として九州侵攻などを繰り返していたが、すでに周防入国以前の段階で「熊若丸」という人物を「大前郡司職」に補任している点は注目される。

・元暦元年(一一八四)十月三十日源範頼下文(『平安遺文』五〇九〇) 下 周防国

可早任先判旨、以熊若丸為大前郡司職事

右人、任先判之旨、早為彼郡司職、可致其沙汰。且委細之旨、見所進之具書等。住人等宜承知、依件用之。故下。

元暦元年十月卅日

參河守源朝臣(花押)

下文中の「任先判旨」「所進之具書等」という表現から、「大前郡司職」が熊若丸より数代さかのぼる先祖からの権益であった可能性が窺われる。「大前(大崎)」が玉祖神社(一宮)を中心とする地域であることも念頭に置くと、この熊若丸という人物は、一宮神主を代々勤める玉祖氏の一族と考えるのが妥当である。このように見てくると、範頼が周防国を拠点として軍事活動を展開してきた背景には、玉祖氏(一宮神主)や多々良氏(国衙の有力在庁)といった現地勢力の支持があったことが推定されることになる。

ところで、これらの勢力が範頼の追討活動に協力していたとすると、鎌倉初期の段階で多々良氏が幕府の御家人になっっていない(後述)のは不可解であり、その背景を考える必要がある。ここで注目されるのは、周防国が長く院分国となっていたことと関連して、玉祖氏・多々良氏がともに当時の院庁と深いつながりを持つ勢力だったことである。

こうしたあり方を前提とすると、たとえば玉祖氏の場合、先の下文の授受によって範頼との間で一対一の関係性を築いた訳ではなく、平安末期の中央政界で外記・兵衛尉などを勤めていた玉祖成長らを介した働きかけを受け、範頼への協力を決意するに至った可能性が想定される。多々良氏による範頼への協力も、積極的な源氏支援の観点からの対応ではなく、院庁で活動する藤原盛重流の人々の仲介による可能性を想定すべきではなからうか。

範頼自身、「參河国司範頼(件男、幼稚之時、範季為子養育。仍殊相親云々)」(『玉葉』元暦元年(一一八四)九月三日条)とあるように、院近臣の藤原範季を養父として「範」字を継承したうえ、彼のバックアップを受けながら活動していた人物である。範頼は藤原範資(範季息)とも「親昵」(同文治元年十一月八日条)とされており、両者の関係は相当に深いものがあつたと推定される。このような人間関係が、全体として有効に機能した結果、追討使として範頼が下向するまでには、後白河院庁からの働きかけによって周防国側での受け入れ体制が着々と整っていったものと考えられよう。

こうして周防国内で相当な支持を得た範頼は、それ以降、数次にわたる九州遠

征を行うが、この事業は一国の国衙レベルの力で支えるには難しいものがあつた。作戦遂行の過程で、兵糧米・兵船の不足による遅滞が生じている(『吾妻鏡』文治元年(二八五)正月三日条)のは、おそらくそのためでもあろう。壇ノ浦の合戦の直前、周防国衙から兵船を提供された源義経が感激したという史料(前述)も、すでに範頼が国内の軍需物資を供出させきつた状況下、底を攫つて残りの船を集めてくれたことへの感謝と考えれば、納得がいく。

中世初期における多々良氏と幕府との関係がそれほど強いものではなかったことは、いくつかの史料からうかがえる。たとえば「文治三年(一一八七)二月周防国在庁官人等解写」の国衙在庁自署欄には、「散位中原朝臣在京」・「権介多々良宿祢在京」とある。

・「文治三年(一一八七)二月周防国在庁官人等解写」(『吾妻鏡』文治三年四月二十三日条)

周防国在庁官人等

言上二箇条

(中略)

文治三年二月 日

散位賀陽宿祢弘方
散位土師宿祢安利
散位土師宿祢弘安
散位菅乃朝臣成房
散位土師宿祢助遠
散位土師宿祢国方
散位賀陽宿祢重俊
散位土師宿祢弘正
散位大原宿祢清廉
散位中原朝臣在京
散位日置宿祢高元
権介大江朝臣
権介多々良宿祢在京

すでに周防国が東大寺造管料国(文治二年(一一八六年)〜)になっている状況下、国衙在庁のうち二人が「在京」している状況には、不可思議さを感じさせられる。とくに、このうち多々良氏の場合、権介という在庁首席の地位にありなが

らの在京であり、同時期の他国でも類例を検出できない現象といえる。鎌倉初期におけるこうした多々良氏の活動実態を見るかぎり、前節で検討してきた様な在京活動を重視する多々良氏の指向性には、乱の終了後も変化がないことがうかがい知ることが出来る。

当時の多々良氏の立ち位置は、以下の史料からも確認できる。

・『吾妻鏡』建久三年(一一九二)正月十九日条

壬辰。重源上人使者参訴云「於周防国、引東大寺柱之間、大内介弘成聊所成二違乱一也。可レ被レ礼行一歟」者。有沙汰一。被レ仰二使者二云「偏非一関東所勘之輩。早可レ被レ奏聞」云々。

この記事によれば、重源から幕府に対して、「東大寺復興のための木材確保に非協力的な大内介(多々良氏)の姿勢について、注意してほしい」という要望が伝えられたこと、これに対して幕府からは、当該人物は「関東所勘の輩」ではなく「奏聞」(天皇・上皇に訴えること)の対象であるとの見解が示されている。

この際の重源の訴えに関しては、すでに幕府と密接な関係を結んでいた多々良氏を処罰することを好まない幕府が解決を渋ったという理解もある。しかし、重源が幕府に訴えたのは、幕府と多々良氏の間に関係性が存在したからではなく、寿永二年(一一八三)十月宣旨により頼朝に与えられた国衙在庁への指揮権の発動を求めたものである。つまりそれに対する幕府側の返答は、今回の大内氏の行為を幕府の保持する指揮権の発動でたしなめるのは難しいという見解を示したものと理解すべきである。当時、後白河法皇はまだ生存しており(同年三月に死去)、院庁の関係者について幕府の判断で処罰を加えることは差し控えたいということであろう。

このように、一二世紀末の段階では、いまだ幕府とのつながりがそれほど強くなかった多々良氏だが、鎌倉中期までには正式に御家人の列へ加わっている。そのことを明確に示すのが、御家人を造営に動員するための台帳「建治元年(一二七五)五月六条八幡宮造営注文」である。これによれば、一三世紀後半の段階で「吉敷十郎入道跡」・「大内介」・「鷲頭筑前々司跡」など多々良氏の有力者が、同じ周防国の内藤氏の下風に立ちつつも、御家人としての立場を確保するに至っている状況を確認できる。

以上のように見てくると、院政期の配流で関東武士との関係が生じた可能性や、源範頼に協力しての九州出兵などの活動が行われた可能性はあるが、幕府

側からは同じ周防国内藤氏の内乱期における活動ほど評価されてはいなかったことが確認できる。多々良氏側でも、一二世紀末の段階では積極的に幕府の活動に関わっていきこうという指向性が弱かった可能性が高い。

おわりに

以上、古代の周防国住人の多々良氏をめぐり、その名義や同国内における勢力圏を論じたうえで、古代から中世前期にかけての活動実態を検討した。

別稿で分析したように、多々良氏の一流が本貫地である佐波郡を離れ、吉敷郡に進出したのは平安後期と推定される。同郡八田郷(大内盆地)で大規模な治水工事などを行い、新規に開拓した地域を「大内村」と呼称するまでには、相当な苦難があったろうが、これ以降、そこを名字の地として新たな活動を繰り返していき。

もちろん、当地には旧来の住人や、それを束ねる現地有力者(国衙在庁の同僚である矢田部氏)も存在した。そうした事情もあって、多々良氏による盆地全域の支配が確立するのは、旧来の有力者が力を失った十三世紀前半以降と推定される。矢田部氏の凋落後、大内盆地における支配権を確固とした大内氏は、矢田などの名字も併用しつつ、周辺の宇野・宮野にまで勢力圏を広げていったと考えられる。

中世前期の彼らが、大内盆地(とくに、その中心部である矢田令^⑧令制下の八田郷)をどれだけ重視していたかは、「大内介知行所領」(前掲)において、大化前代以来の本貫地「佐波令」や、名字の地「大内村」、あるいは後に本拠を移す「宇野令」ではなく、「矢田令」を冒頭に掲げていることから確認できる。このことは、山口移転以前の彼らにとって、矢田令の重要性が極めて高かったことを示している。おそらく大内盆地に本拠を置いていた時期、新規開拓地である「大内村」よりも、旧来の「八田郷」(中世の矢田令)の方が、耕地面積や生産性の面で圧倒的だったことの反映と推測される。

以上の様な過程を経て、中世の周防国内で拔群の政治力を誇るようになった大内氏だが、この「大内」を名乗る人々が、もともとの多々良氏の本宗家かどうかなど、不明な点も少なくない。本貫地を離れて他郡で開墾を進めているあたり、本宗家ではなかった可能性も否定できないが、いずれにせよ中央政界との結びつきによって、院政期のうちにはこの一流が複数の多々良氏の支族のなか

のみならず、周防国内においても確固たる地位を占めるようになっていたことは間違いない。

大内村への進出前後の時期から、彼らは前述したような中央政界との結びつきを重視した活動を進めている。当初は国侍などとして、院庁から派遣された受領・目代などと結び付くことから始まったと推定される関係性だが、次第に他氏族との実績差は隔絶していったようで、一二世紀代の内には国衙在庁の首座を確保するようになっていく。

ただし、周防国内においてそのような地位を手に入れたにもかかわらず、彼らの活動の主軸は必ずしも国衙に置かれていなかった。たとえば、先に見たように「周防国在庁官人等解写」(『吾妻鏡』文治三年(一一八七)四月十三日条)では、国衙の発給文書であるにも関わらず、その最高権力者の権介多々良氏が「在京」していて、文書に自署を加えていない。それでは、在京して幕府の活動を支えているかというところでもなく、幕府からは「非関東所勅之輩」(『吾妻鏡』建久三年(一一九二)正月十九日条)と指摘されている。こうしたあり方は、一三世紀前後の段階の多々良氏が、院権力と結びつく活動原理を維持し続けていた可能性を示している。ところが、そのような活動方針は一三世紀代のうちに変更される。その直接の背景として承久の乱が想定されるが、これ以降、同氏の性格は大きく変化した。

平安期の多々良氏が依拠していた立場は、国衙の諸職にしても、院庁との関係性にしても、権威の淵源は京都の政権から生じるものばかりである。のちに周防国が東大寺造営料国となったことで、東大寺という新たな要素が加わったとはいえ、基本的な構図に変化はない。ところが鎌倉中期のうちに、多々良氏は国衙諸職よりも、幕府との関係性を重視するようになる^⑨。このような変化は、当時の多々良氏(＝大内氏)が、もはや京都の政権との関わりや、周防国衙の機構内部における発言権を以前ほど必要としなくなっている実態の反映であろう。その背景には、全国レベルにおける朝廷に対する幕府権力の拡大だけでなく、長期にわたる周防国内での卓越した政治力の行使によって、もはや国衙機構を介した支配の必要性を感じなくなった結果とも推定される。

以上、周防国佐波郡を本貫とする多々良氏の一流が、吉敷郡八田郷に進出し、そこを新たな拠点として、国内外で繰り返してきた多彩な活動について分析した。今後の研究では、本稿で明らかにした初期における多々良氏の性格や活動

実態を踏まえ、そうした特質が中世後期における大内氏の諸活動にどのような影響を及ぼしているかを検討する視点が求められよう。

〔注〕

(1) 初期の研究成果としては、御園生翁甫『大内氏史研究』（山口県地方史学会、一九五九年）・福尾猛市郎『大内義隆』（吉川弘文館、一九五九年）・松岡久人『大内義弘』（人物往来社、一九六六年）・米原正義『大内義隆』（人物往来社、一九六七年、大内氏に関する論考の初出は一九五六年）・熱田公『大内義隆』（平凡社、一九七九年）・米原正義『戦国武士と文芸の研究』（桜楓社、一九七六年）・伊藤幸司『中世日本の外交と禅宗』（吉川弘文館、二〇〇二年、大内氏に関する論考の初出は一九九六―九八年）などがある。

二〇一〇年以降の研究成果としては、松岡久人『大内氏の研究』（清文堂出版、二〇一一年）・須田牧子『中世日朝関係と大内氏』（東京大学出版会、二〇一一年）・藤井崇『室町大名権力論』（同成社、二〇一三年）・藤井崇『大内義興』（戎光祥出版、二〇一四年）・平瀬直樹『大内氏の領国支配と宗教』（塙書房、二〇一七年A）・同『大内義弘』（ミネルヴァ書房、二〇一七年B）・大内氏歴史文化研究会編『大内氏の世界をさぐる』（勉誠出版、二〇一九年）・藤井崇『大内義隆』（ミネルヴァ書房、二〇一九年）・長谷川博史『大内氏の興亡と西日本社会』（吉川弘文館、二〇二〇年）などがある。このほか史料集として『山口市史史料編 大内文化』（山口市、二〇一〇年）・和田秀作編『戦国遺文 大内氏編』（東京堂出版、二〇一六年）の刊行も注目される。

(2) 〔1〕朝鮮地名由来説は、佐伯有清『新撰姓氏録の研究 考証篇五』（吉川弘文館、一九八三年）・三品彰英『踏鞴津』（『日本書紀朝鮮関係記事考証上』天山舎、二〇〇二年）。〔2〕金属精錬説は、福尾猛市郎「たたら」名義考」（『日本史選集』福尾猛市郎先生古記記念会、一九七九年、初出一九五八年）。このほか〔3〕日本国内のタタラ地名由来説は、楠原祐介ほか『古代地名語源辞典』（東京堂出版、一九八一年）に見える。

(3) この記事に見える多々良氏と紡績具との関係については、田中史生「ミヤケの渡来人と地域社会—西日本を中心に—」（『日本歴史』六四六、二〇〇二年）・同「磐井の乱前後の北部九州と倭王権」（『新川登亀男編『日本古代史の方法と意義』勉誠出版、二〇一八年）でも重視されている。

古代の周防国における金属製錬に関しては、渡辺滋「古代長門・周防両国における金属生産と朝鮮半島」（長濱幸一ほか編『山口から見る世界史』えにし書房、二〇二三年A）で検討したが、この種の技術と多々良氏との直接の関係は、とくに確認できない。古代における周防国府関連の遺跡で検出される金属製錬の痕跡に関しては、日本古代製鉄のメッカである備中国出身の賀陽氏（のちの周防国衙在庁）が主導している可能性も想定できることについては、渡辺滋「平安期における周防国の地域有力者と国衙機構」（『山口県立大学 基盤教

育紀要』三、二〇二三年B）を参照。

なお全盛期（中世後期）における大内氏の金属製錬との関わりについては、近年、沓名貴彦ほか「大内文化を科学する」（大内氏歴史文化研究会編注1著書）などで、ようやく概略が検討されはじめている。ただし現時点において、同氏が古代の段階から通時代的に独自の金属製錬技術を保持していた形跡や、最終拠点である宇野への移転以前の段階から金属生産重視の政策を打ち出していた痕跡は確認できない。

後述するように、多々良氏の故郷の可能性がある多羅国（あるいは金官加羅国）は、古代朝鮮半島でも屈指の製鉄技術を保持していた勢力である。ただし同国の居住者すべてが、その技術を保持していたわけではないことは言うまでもなく、この点のみから結論を出すのは控えるべきであろう。たとえば初期の多々良氏と金属製錬技術の関わりについて、史料上で「田又利（たたり）君」の居住が確認される播磨国飾磨郡（『播磨国風土記』飾磨郡条）の場合を確認しておく、同郡北方の宍禾郡で砂鉄を利用した古代製鉄が盛んだったことは間違いないが（山本博『古代の製鉄』学生社、一九七五年・福島好和「『播磨国風土記』にみえる鉄について」『関西学院史学』三三、二〇〇六年ほか）、飾磨郡はその範囲外と考えられる。

周防国の多々良氏の場合も、たとえば大化前代から平安中期における同氏の拠点（佐波郡達良郷）や、平安後期から鎌倉期における同氏の拠点（吉敷郡八木郷）の発掘が進み、これらの地域から特徴的な金属精錬遺跡が検出されるか否か、あるいは古代の長登銅山（長門国美祿郡）や周防国鑄銭司（周防国吉敷郡）の経営に同氏がどの程度の関与をしていたのかなどがもう少し明瞭になるまで、結論を保留すべき問題であろう。

(4) 古市晃「国家形成期の王権と地域社会」（『国家形成期の王宮と地域社会—記紀・風土記の再解釈—』塙書房、二〇一九年、初出二〇一五年）は、この種の諸史料の整理・分析から、瀬戸内海沿岸地域における渡来集団配地に際して、周防国の佐波が要地として重視されていた可能性を指摘する。

なお古市は、古代前期における同氏の分布範囲を、山背・播磨・周防などの瀬戸内海沿岸に限定されていたとするが、式部省から丹波国宛の「移（互通文書）」の下書き（『平城宮木簡』四一四一八二）に「多々良息人」・「多々良起人」・「多々良大成」など人名が見えることも踏まえると、もう少し広い範囲に居住していた可能性も否定できない。前述の『播磨国風土記』の事例では、のちに「私部」という新たな姓を与えられており、その種の事例の存在も念頭に置く必要がある。

(5) なお、この多大浦を故郷とする説は、早く大内氏自身も唱えているが（『朝鮮王朝実録』世宗二三年（一四四一）十一月甲申条）、後述するように中世後期の大内氏の主張する先祖伝承は十分な信憑性に欠けており、この段階における学術的な考証などを経た仮説の可能性が高い。大内氏が各種の古典籍から関連情報を集めていたことについては、たとえば伊藤幸司「中世西国諸氏の系譜

認識」(九州史学研究会編「境界のアイデンティティ」岩田書院、二〇〇八年)などが指摘する『新撰姓氏録』の書写などが具体例である。なお伊藤は、そこに記された情報が当時の大内氏にとって都合の悪いものだったことから「有力な根本史料として言説を喧伝することはなかった」とするが、たとえば「大内系図」(『続群書類従』巻一八七)には同史料が「按二姓氏録二云」と引用されており、まったく無視したわけではない可能性も想定される。

(6) 玉田古墳群については、趙栄済「玉田古墳群の編年と多羅國の変遷」(『東アジアの古代文化』九〇、一九九七年)・藤井和夫「陝川玉田古墳群発掘調査の成果から」(『月刊文化財発掘出土情報』一八五、一九九七年)・吉井秀夫「考古資料からみた朝鮮諸国と倭」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一〇、二〇〇四年)を、また多羅國の性格に関しては武田幸男「文献より見た伽耶」(『新羅政治社会史研究』勉誠出版、二〇二二年、初出一九九二年)・鈴木靖民ほか「鼎談 伽耶史と古代国際関係」(『増補改訂版 伽耶はなぜほろんだか』大和書房、一九九八年)・東潮「有刺利器と冠帽の地域性」(『倭と伽耶の国際環境』吉川弘文館、二〇〇六年)などを参照。滅亡後の新羅による支配に関しては、鈴木英夫「任那の調」の起源と性格」(『古代の倭国と朝鮮諸国』青木書店、一九九六年、初出一九八三年)も参照。

なお鈴木靖民「鉄をめぐる倭国と弁韓・伽耶」(『倭国史の展開と東アジア』岩波書店、二〇二二年、初出二〇〇四年)・東潮「倭と伽耶の国際環境」吉川弘文館、二〇〇六年)などによれば、金官加羅國や多羅國は、五六世紀にかけて朝鮮半島南部における鉄生産の主要拠点の一つだったとされる。先行研究の中には、たとえば後藤芳春「鍛冶技術導入に於ける新羅・加羅系渡来人―播磨地域を中心に―」(直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』上 塙書房、一九八八年)のように、こうした五・六世紀代の朝鮮半島南部に存在した製鉄技術が、多々良氏を介して日本列島に導入された可能性を想定するものもある。ただし渡辺注3論文で言及したように、古墳時代の山口県東部には四世紀以前に流入した古いスタイルの製鉄技術しか存在しなかったと考えられる。そのため、もし多々良氏が古墳時代の段階で既にこの地域に居住していたとすれば、彼らはその種の技術を持たずに渡来したことになるし、そうでないなら彼らのこの地域への移住は七世紀以降ということになる。

(7) 関連史料は、須田牧子「大内氏の先祖観の形成とその意義」(注1著書、初出二〇〇二年)に網羅・整理されている。

(8) 今西龍「加羅疆域考」(『朝鮮古史の研究』近沢書店、一九三七年、初出一九二〇年)。なお金沢庄三郎「日鮮古代地名の研究」(『日韓古代地名の研究』草風館、一九八五年、初出一九二二年)は、ここで挙げた古代朝鮮の「タラ」・「タタラ」などの地名が、もともと「山」を意味し、のちに「国」・「都邑」の意味でも使われるようになったという見通しを示している。検討用例を増やしつつ、この種の分析を積み重ねることで、本稿で述べたような古代朝鮮の地名の語源を解明できる可能性があるだろう。

(9) 二合仮名については、蜂矢真郷「和名抄地名の二合仮名」(『古代地名の国語学的研究』和泉書院、二〇一七年、初出二〇一一年)を参照。なお藤井茂利「漢字の伝来と運用表記の諸問題」(『古代日本語の表記法研究―東アジアに於ける漢字の使用法比較―』近代文芸社、一九九六年)は、ㇿ音を表記する際、日本や百済で「多」と表記する事例について、新羅・高句麗の史料において「達」表記を採る事例が少なくない指摘する。またㇿ音を表記する際、「羅」は各地域で共通して広く用いられるが、「良」と表記する事例は高句麗ではごく稀で、新羅に用例が集中する傾向があることも指摘する。以上の分析によれば、郷名「達良」は古代朝鮮の新羅系の表記法に基づいている可能性も想定できる。伽耶地域の漢字表記の実態に関しては現存史料が少なくほとんど明らかではないが、こうした指摘を踏まえると、実際に併呑される以前より、かなり早い段階から新羅の文化圏に包含されつつあったのかもしれない。

(10) 「郷名氏族」とは、吉田晶「和泉地方の氏族分布に関する予備的考察」(小葉田淳教授退官記念事業会編『国史論集』同会、一九七〇年)が提起した学術用語で、特定の氏族名が令制下の郷名と一致する事例のこと。郷名設定の段階で、郷内の開墾を中心的に担っていたことなどから、政治的・社会的に優位を占めた勢力と考えられる。

(11) 写本によって郷の掲載順は前後し、余部・神戸を不載の写本も存在するが、これらの違いは写本系統毎の改訂方針の違いに基づく。同書に見える郷名とその記載傾向に関しては、渡辺滋「『和名類聚抄』所載の郷名をめぐる検討―周防国吉敷郡の事例について―」(『山口県立大学国際文化学部紀要』二六、二〇二〇年)を参照。

なお大東急記念文庫本ほかの系統の写本は、佐波郡の「達良」を「多良」と表記するが、これが「多々良」の誤写か、古代地名は好字二字で表記するというルールによって「々」を抜いたものかは断定できない。ただし安房国平群郡の同名郷の場合も、『和名類聚抄』に見える付訓「太々良」(二十巻本)・「多々良」(高山寺本)だけでなく、『吾妻鏡』や『平家物語』などの異表記や、前述した「二合仮名」の表記ルールも踏まえると「タタラ」と訓読してよいようなので、この種の郷名の訓自体は「タタラ」と考えて問題ない。

(12) 御園生翁甫「防長地名淵鑑」(防長倶楽部、一九三一年)・八木充「周防国府と小字図」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二〇、一九八九年)。

(13) 加藤友康「八・九における売券について」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』上 吉川弘文館、一九八四年)。「令集解」戸令為里条朱説の「於里無二地之多少一也」という説明などから、里は空間領域を前提としないものとする吉岡眞之「郡と里と村」(『日本村落史講座』四 雄山閣出版、一九九一年)の指摘も参照。

(14) たとえば平安中期の『和名類聚抄』の場合、国府所在地を「国郡部」において郡名と関連付けて説明するが、「郷里部」では何の言及もしていない。

(15) 国府域内の「タタラ」遺存地名は、史料上は宝暦十三年(一七六三)以前に

廻らない。これらの地名が金属製錬と関連するとしても、中世以降の鋳物師の活動から生まれた可能性もある。もし古代まで廻るとしても、前述のように高度な製鉄技術を持つ賀陽氏(多々良氏と同じ周防国衙在庁)の活動との関連から生まれた可能性も棄てきれない。

(16) こうした大内氏の主張について、先行研究でも史実を反映したものではないと理解されている。たとえば須田注7論文は、「中世大内氏の自己認識としての『先祖観』」とし、また伊藤幸司「大内氏の祖先神話と朝鮮」(大内氏歴史文化研究会注1編著)は「車塚古墳を一族の先祖の墓とみなして祖先祭祀の体制整備を目論んだ」と説明する。

(17) 車塚古墳については、桑原邦彦「防長古墳文化論考—文献資料による車塚・大塚両古墳の復元と主要古墳築造企画における規格と使用尺—」(『古文化談叢』一〇、一九八二年)を参照。また倉田研治「GISプラットフォームによる歴史景観の復元—周防国府を事例として—」(『山口県立大学国際文化学部紀要』二八、二〇二二年)によれば、この古墳は周辺平野部のみならず、湾内から瀬戸内海にまで至るかなり広い範囲に渡って可視範囲を保持している、いわゆる海浜型前方後円墳である。国府域の北方(内陸部)を拠点としていたと推定される多々良氏の墳墓としては、違和感のある立地といえる。なおこの古墳は、前方部と後円部にそれぞれ異なる石室を持つ、いわゆる複数埋葬墓である。いずれの埋葬施設も早い段階で開口しており、現状で遺物などから埋葬者の性格を検証することはできない。ただし防府地域の古墳に、同じ佐波氏の居住が確認できる讃岐国の古墳との類似性が少なくないことは、すでに指摘されており(平井耕平「防府市域における首長墓の変遷とその機能について」『花園大学考古学研究論叢』Ⅲ 花園大学考古学研究室四〇周年記念論集刊行会、二〇一九年)、こうした他地域の古墳との比較も含め、今後、佐波氏の権力構造をより本格的に検証する必要がある。

(18) たとえば御園生注12著書が、このような想定を提示している。

(19) 先行研究では、たとえば鎌倉幕府が多々良氏の力をそぐ目的で取り上げたとか(平瀬直樹「院政期の防府」『防府市史 通史編Ⅰ』防府市、二〇〇四年)、平家に没収されたものが鎌倉期になっても多々良氏に還付されなまま平子氏の所有に帰した(平瀬注1論文(二〇一七B))などの推定も提起される。

(20) 多々良氏は、一四世紀の段階で平子氏(西遷御家人)の「重代相伝之私領」(「文保元年(一二二七)一〇月一六日平子重有讓状案」『鎌倉遺文』二六三九六)と称されており、遅くとも一三世紀の早い段階、つまり平子氏の仁保荘への入部(建久八年(一一九七))と、ほぼ時間差なく所領となった可能性が推定される。

(21) 佐波郡内の残存地名によれば、国府域の東方に牟礼郷が、西方に玉祖郷が、南方に勝間郷が展開した可能性が推定される。そうした情報を踏まえた消去法から、達良郷は国府域の北方に展開したと推定される。なお郡名の由来ともなった佐波郷の所在は、各種の地名事典に述べられている地名の由来(河川流

路などに発生する砂礫)から考えて佐波川沿いの地域かと思われるが、現時点では確定できない(図では、とりあえず空白地に揭示したが断案ではない)。「サバ」という地名の多くは、海岸、湖岸、河口、内陸の沖積低地に立地する。海岸の場合は、入江とか入りこんだ湾というのが多い(谷川健一編『民俗地名語彙典』上 三一書房、一九九四年)という指摘も参照。

(22) 小鯖の地名が佐波郡と関係する可能性については、御園生注12著書の指摘を参照。こうした見解を踏まえ、高橋文雄「山口県地名考」(山口県地名研究所一九七八年)は、小鯖の語源について「『サバ(佐波)の尾』のこらし」と想定する。なお渡辺注11論文では、現在の小鯖地区に吉敷郡浮田郷が存在した可能性を想定したが、前稿本文中でも述べたように断案ではない。

(23) たとえば覇流村(近江国)が大上郡と愛智郡にまたがっているように、自然村落が複数の郡域にまたがって展開する可能性があることは、鬼頭清明「郷・村・集落」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二二、一九八九年)が指摘する。

(24) その場合、多々良氏が唐突に隣郡の八田郷へと進出した訳ではなく、山間部の小鯖を経て、境を接する八田郷の未開地域と接点を生じた可能性が高いことになる。

(25) このほか、「建治三年(一二七七)? 多々良良経申状」(『鎌倉遺文』一二九一)によれば、支流の間田経貞が検非違使所見部を、右田弘俊が健児所見部を、それぞれ押さえている。松岡久人「大内氏の発展とその領国支配」(注1著書(二〇一)、初出一九五七年)を参照。ここに見える「見部」は「コノカウベ」(『色葉字類抄』)とあり、部局のトップを意味する。古代・中世における見部については、網野善彦「『職』と職能民—惣官・見部・長者—」(『網野善彦著作集 別巻』岩波書店、二〇〇九年、初出二〇〇三年)に詳しい。本稿で問題となる国衙在庁の見部は、石井進「石井進著作集—日本中世国家史の研究—」(岩波書店、二〇〇四年、初出一九五七年)・関幸彦「国衙機構の研究—『在国司職』研究序説—」(吉川弘文館、一九八四年)などで網羅的に検討される。

(26) 地名+介については、峰岸純夫「治承・寿永内乱期の東国における在庁官人の「介」」(『日本中世の社会構成・階級と身分』校倉書房、二〇一〇年、初出一九八七年)を参照。なお多々良氏の一流が吉敷郡の大内に進出し、「大内介」を名乗るようになる経緯については、渡辺滋ほか「古代の大内盆地における支配構造—GISを利用した歴史的景観の分析を踏まえて—」(『山口県立大学大学院紀要』二四、二〇二三年)で検討したので、ここでは触れない。

(27) 周防氏に関しては、渡辺滋「平安期周防国の地域有力者と国衙機構—任用国司から国衙在庁へ—」(『山口県地方史』二二八、二〇二二年)を参照。

(28) 渡辺滋「日本古代の国司制度に関する再検討」(『古代文化』六五—四、二〇一四年)。

(29) 西海道諸国では、肥前国で八名(『平安遺文』二〇八五)・一名(『平安遺文』三五三五)・一名(『平安遺文』三七六六)・一名(『鎌倉遺文』一五六)や、肥後国で八名(『鎌倉遺文』七六七)、大隅国で一名(『鎌倉遺文』

- 文」九二四)などの事例が見えるなど、他地域と比べて人数の多さが目立つ。
- (30) 大江氏は、平安後期における主要な国衙在庁を列挙した「建久八年(一一九七) 阿弥陀寺鉄塔銘」には記されておらず、鎌倉初期以降に定着した勢力と推定される。中原氏と同じく、目代を務めた同族との関連から国衙機構に入った可能性を想定すべきだろう。この点については、渡辺注3B論文も参照。
- (31) 日置氏は、佐波郡日置郷を本貫とする氏族である。詳細については、渡辺注27論文を参照。
- (32) なお「正中二年(一一三二) 十二月二十六日周防国留守所下文案」(『防府市史 史料I』周防国分寺文書一・七)では、介二人分の自署欄が用意されるが、姓名ともに無記載である。これ以降の関連文書で、介の自署欄自体が用意されなくなることも踏まえると、多々良氏と在庁組織との間で距離感が生じはじめたことを示す現象と考えられる。
- (33) 山下有美「写経機構の内部構造と運営」(『正倉院文書と写経所の研究』吉川弘文館、一九九九年)。
- (34) 国衙の「所」については、渡辺滋「日本古代行政機構の展開過程―地方官衙における「所」を例として―」(吉村武彦編『律令制国家と古代社会』塙書房、二〇〇五年)を参照。
- (35) この系図については、佐伯有清「『因幡国伊福部臣古志』の研究」(『新撰姓氏録の研究 索引・論考編』吉川弘文館、一九八四年、初出一九七四年)・同「伊福部臣の系図」(『古代氏族の系図』学生社、一九七五年)を参照。
- (36) 森公章「『因幡国伊福部臣古志』と因幡国の相撲人小考」(『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇一〇年)。
- (37) この史料については、原慶三「益田氏系図の研究―中世前期益田氏の実像を求めて―」(『東京大学史料編纂所紀要』一三三、二〇一三年)を参照。
- (38) 長山源雄「伊予における留守所の研究」(『伊予史談』一三六、一三八、一九五四年)・川岡勉「中世伊予の開発領主と国衙」(『愛媛大学教育学部紀要II 人文・社会科学』二四―二、一九九二年)。
- (39) 「綾氏系図」(『統群書類従』)は、野中寛文「讃岐武士団の成立―『綾氏系図』をめぐる―」(『四国中世史研究』一、一九九〇年)・森公章「古代土佐国・讃岐国の相撲人」(『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇一〇年)を参照。
- (40) 藤本進「鎌倉末期周防国衙の一動向」(『説史会編』『国史論集』一)同会、一九五九年)。
- (41) 佐藤進「『寿永二年十月宣旨について』」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九五九年)・石井注25著書。
- (42) 松岡久人「大内氏」(注1著書(二〇一一)、初出一九八九年)・平瀬直樹「領国経営と家臣団」(注1著書A、初出二〇一四年)などはこれを国衙の諸職として案主所職と同列にとらえるが、区別した方がよいように思われる。初期の追捕使職と守護職の関係性をめぐる研究蓄積は分厚く、その結論も多岐に渡るが、
- いずれにせよ諸国における追捕・検断権が幕府の掌握下に置かれていた点で異論はない。そうした理解をふまれば、多々良氏が所有を主張していた「惣追捕使職」とは、幕府の撰定した守護から任命されるべき職掌だった可能性が高いのではないだろうか。
- (43) 下向井龍彦「諸国押領使・追捕使史料集成」(『広島大学文学部紀要』四五、一九八六年)・梶木良夫「平安末期における西国国衙の権力構造―「国棟梁」の存在をめぐる―」(『古代史論集下』塙書房、一九八八年)。
- (44) 国除目の実態については、安原功「院政期加賀国における院勢力の展開と在地社会―「医心方」紙背文書の「考察」―」(『ヒストリア』二二六、一九九二年)の分析を参照。
- (45) この種の地位を確保する前提として、一族内の了解も必要とされたことは、宇治橋の戦い(一一八〇年)で功績を挙げた足利(藤原)忠綱が、いったんは認められた「上野十六郡ノ大介」の地位を同族の反対で取り消された一件(『源平盛衰記』)からも窺える。
- (46) 国除目の関連文書がほとんど現存しない要因について、高橋一樹「知行国支配と中世荘園の立荘」(『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房、二〇〇四年、初出一九九九年ほか)は、任命権者の交替により時限的な効力しかなく、保管の必要性が低かったからとする。古代の太政官から発給された任符の類も、ほとんどが現存しておらず、同様の実態が存在した可能性は高い。
- (47) 秋男については、「楊井氏系図」(宝賀寿男編『古代氏族系譜集成下』古代氏族研究会、一九八六年)などにおいて、のちの大内氏につながる多々良氏の一流で、楊井氏の祖に当たる人物と位置づけられているが、史料性に難があり、利用は躊躇される。
- (48) 伊豆が重刑者の配流先とされたのは、山下紘嗣「奈良・平安前期の流罪に関する小考」(『年報三田中世史研究』二〇、二〇一三年)が指摘するように、離島への配流が想定されたからである。
- なお和田秀作「大内氏の惣庶関係をめぐって」(鹿毛敏夫編『大内と大友―中世西日本の二大大名―』勉誠出版、二〇一三年)は、名前の列挙順から「盛保がこの時の多々良氏の代表者」とする。しかし、この時期の中央貴族の手になる古記録で、地方出身者の惣庶関係を意識した記載がなされた可能性は低く、順序は五畿七道の順でなければ罪の重さの順と考えるべきだろう。なお「忠速」は、各種の大内氏系図で盛房の兄弟として挙がる「忠速」の可能性が高い。とすれば、ここに挙がる人びとは盛房の兄弟と子息ということになる。
- (49) 松岡久人「大内氏の発展とその領国支配」(注1著書(二〇一一)、初出一九五七年)・福尾注1著書・三坂圭治『山口県の歴史』(山川出版社、一九七一年)。
- (50) 渡辺俊「中世前期の流刑と在京武士」(『文芸と思想』八〇、二〇一六年)。
- (51) 同事件の位置づけについては諸説が錯綜しているが、とりあえず最新の研究として、川合康「『鹿ヶ谷事件』考」(『立命館史学』六二四、二〇一二年)を

参照。

- (52) 小林昌二「流人の国」伊豆（『静岡県史 通史編一 原始・古代』静岡県、一九九四年）。
- (53) 吉村茂樹「領国知行制の進展」（『国司制度崩壊過程に関する研究』東京大学出版会、一九五七年）・時野谷滋「御分国制度と年給制度」（『律令俸禄制度史の研究』吉川弘文館、一九七七年、初出一九六二年）によれば、周防国が院分国であることは、白河院の寛治三年の事例が初見である。その後も「承安二年（一一七二）二月二十九日金銅宝塔銘」（防府天満宮所蔵）の「院分御時」という語句や、「安元三年正月廿八日周防守（元遠江守、院分）」（『公卿補任』寿永二年（一一八五）藤原季能項）などの記載から確認できる。
- (54) 渡辺滋「周防内藤氏の成立—院近臣藤原盛重流との関係を中心に—」（『山口県立大学 大学院論集』二二二、二〇一二年）。
- (55) 初代盛重らは、本籍廻避との兼ね合いから、表だって周防守などには就けなかったが、こうした役割は、院権力が当初から彼らに期待した基本機能に含まれていた可能性が高い。
- (56) 治承三年の政変以降、周防国が平家の知行国化したことについては、石丸照「院政期知行国制についての一考察—とくに平氏知行国の解明をめざして—」（『北海道大学文学部紀要』一九一三、一九七一年）・田中英英「高倉親政・院政と平氏政権」（『平氏政権の研究』思文閣出版、一九九四年、初出一九九二年）などを参照。
- (57) 戸田芳実「国衙軍制の形成過程」（『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年、初出一九七〇年）・石井進「中世成立期の軍制」（『石井進著作集 五』岩波書店、二〇〇五年、初出一九七一年）・鐘江宏之「平安時代の「国」と「館」—地方における権威をめぐる—」（『律令制諸国支配の成立と展開』吉川弘文館、二〇一三年、初出一九九四年）。
- (58) 戸田注57論文・石井注57論文・鐘江注57論文。なお「医心方」紙背文書の本文については、山本信吉ほか「半井家本『医心方』紙背文書について」（『加能史料研究』四、一九八九年）を参照。
- (59) 生駒孝臣「中世成立期の「兵」と「侍」—国衙軍制との関わりを中心に—」（『歴史研究』三六、一九九九年）。
- (60) 工藤敬一「鎮西養和内乱試論」（『荘園公領制の成立と内乱』思文閣出版、一九九二年、初出一九七八年）・石井進「源義経・豊後国・宇佐宮」（『石井進著作集 五』岩波書店、二〇〇五年、初出一九八九年）・元木泰雄「源義経」（吉川弘文館、二〇〇七年）などは、二世紀後半に四半世紀にわたり知行国主などとして豊後国を支配し続けた藤原頼輔が、現地武士団を自らの意図に沿って反平家活動に従事させていたことを指摘する。
- 源平争乱期の受領が、管下の守護人などに指示を下し、自らの意に沿った行動を起こさせる事例は、このほか義江彰夫「鎌倉幕府守護人の先駆形態」（『鎌倉幕府守護職成立史の研究』吉川弘文館、二〇〇九年、初出一九七九年）でも分

析されている。

- (61) 松浦党などいわゆる党的武士団において、非血縁者も含めた擬制的な血縁集団を形成する際、独自ルールに基づく個人名の命名方法を共有する場合がある。関連論文は多いが、瀬野精一郎「平安時代における松浦党の存在形態」（『松浦党研究とその軌跡』青史出版、二〇一〇年）を参照。
- (62) 右田氏の系譜については、和田秀作「周防右田氏の相伝文書について」（『山口県文書館研究紀要』四一、二〇一四年）を参照。
- (63) 山野龍太郎「鎌倉期武士社会における烏帽子親子関係」（山本隆志編『日本中世政治文化論の射程』思文閣出版、二〇一二年）。
- (64) たとえば梶木注43論文。
- (65) この出来事の意義については、新城常三「古代水運より中世水運へ—国船所考—」（『中世水運史の研究』塙書房、一九九四年、初出一九六八年）を参照。なおこの「正利」という人物は、名前から、在庁のなかでは土師氏が賀陽氏の一族と推定される。周防国在庁の名前については、渡辺注3論文（二〇二二）の付表を参照。
- (66) 内乱期の多々良氏が源氏側に立った可能性については、たとえば関幸彦「周防国」（注25著書）など国衙機構に関する先行研究でも指摘される。
- (67) たとえば松岡注1著書（一九六六）は、『吾妻鏡』建久三年（一一九二）正月十九日条（後述）をめぐる、当時の大内氏が御家人という前提で分析する。関連して、平瀬直樹「領国形成と家臣団」（注1著書A、初出二〇一四年）は、大内氏の惣領が名乗る「権介」称を「在庁官人系の有力御家人に見られる称号」とするが、研究史を誤解している。
- (68) この時期の範頼が、周防国を主要拠点として軍事活動を展開していたことについては、金沢正大「平家追討使三河守源範頼の九州侵攻—「芦屋浦」合戦を中心に—」（同、初出一九九一年）・宮田敬三「元暦西海合戦試論—「範頼苦戦と義経出陣」論の再検討—」（『妻沼一憲編『源範頼』戎光祥出版、二〇一五年、初出一九九八年）などを参照。
- (69) 本文書については、高橋昌明「平家の滅亡」（『都鄙大乱—「源平合戦」の真実—』岩波書店、二〇一二年）のように「要検討」とする論者もあるが、東京大学史料編纂所が購入の際に作成した鑑定書（一九五九年二月一日付）で大田晶二郎「源範頼下文考」（東京大学史料編纂所471.032）が、「内容モ：偽物デハ企テ得ヌ」・「範頼ノ花押トシテ貴ブニ足ルモノ」・「書ハ時代ノ風ヲヨク露シテキル」と判断して以降、黒川高明編『源頼朝文書の研究 史料編』（吉川弘文館、一九八八年）・高橋典幸「源範頼下文」（『東京大学史料編纂所編『平安鎌倉古文書集』八木書店、二〇〇九年）などもその評価を継承している。同所蔵以前の来歴は不明だが、一誠堂あたりの古書肆を経由して購入されたものと推定される。
- (70) 彼と範頼の関係をめぐっては、「熊若丸に対する大前郡司職の安堵は、熊若丸の方が範頼の元に出向いて申請したもの」とする想定もあるが（近藤成一「治

承・寿永の乱」『山口県史 通史編 中世』山口県、二〇一二年）、渡辺滋「古代後期の周防国と中央政界―玉祖氏を素材として―」（『山口県立大学 国際文化学部紀要』二八、二〇二二年）で指摘した玉祖氏と平安後期の院庁の結びつきも踏まえると、範頼側から積極的に働きかけを始めていた可能性も十分に想定される。

(71) 源範頼と藤原範季の関係は、野口実「源範頼の軌跡―その政治的立場と縁戚・家人に関する覚書―」（『武家の棟梁 源氏はなぜ滅んだか』新人物往来社、一九九八年、初出一九九一年）を参照。角田文衛『平家後抄』（朝日新聞社、一九七八年）は、範頼が藤原範資（範季の息子）と一緒に育てられていた可能性を想定している。

(72) 周防国の在庁官人の中原氏は、古代末―中世前期の段階では「助」字を通字とするが、この傾向は中央官僚の事例では二世紀代に目立ち始めるので、土着はそれ以降のことと推定される。詳細については、渡辺注3論文を参照。目代の関係者が国衙在庁化する現象については、周防国の大江氏の事例（注30）のほか、讃岐国の事例（注39）も参考になる。

(73) 「大内介弘成」という表記は、吉川本を含む諸写本ともに一致するが、関係諸史料との整合性を前提とすると「弘盛」の誤記だろう。先行研究や、関注25論文を参照。

(74) たとえば米原正義「大内氏の登場と妙見信仰」（『大内義隆』人物往来社、一九六七年）は、「幕府は弘盛を擁護」して「うまく逃げの一手をうった」と、鎌倉初期における両者の関係性を重視する。同様の見解は、松岡注1著書（一九六六）でも示される。

(75) 石井注25著書。なお石井は、この事例から幕府の持つ在庁指揮権が「強力な内容をふくむものでなかった」ことを想定するが、前節で見た多々良氏と院権力との特殊な関係を前提とした反応にとらえた方がよい。

(76) 本史料については、福田豊彦「六条八幡宮造営注文」と鎌倉幕府の御家人制」（『中世成立期の軍制と内乱』吉川弘文館、一九九五年、初出一九九三年）を参照。なお同国の有力者でも、内藤氏が「在京」とされる一方、多々良氏が「周防国」に分類される点を、森幸夫「在京人に關する一考察」（『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、二〇〇五年、初出一九九八年）は内乱期における多々良氏の源氏への相対的な貢献不足の結果とみる。

(77) 詳細については、渡辺注54論文を参照。

(78) 多々良氏による大内村の開拓に関しては、渡辺注26論文を参照。

(79) こうした傾向については、たとえば注32を参照。なお幕府との関係性の強化については、松岡久人「鎌倉末期周防国衙領支配の動向と大内氏」（注1著書（二〇一〇）、初出一九九九年）は「大内氏はほぼ十三世紀中葉のころ以来、六波羅探題の下で六波羅評定衆ないしその前身の如き地位にあつて、西国の裁判その他諸般の政務の合議に与かり、大体においてこの種の地位を世襲的に保持」とする。畠山聡「中世前期における東大寺による国衙支配と在庁官人」（『中世東

大寺の国衙経営と寺院社会 造営料国周防国の変遷』勉誠出版、二〇一七年、初出一九九五年）も同見解を示す。

古代の多々良氏から中世の大内氏へ —国衙在庁の中央出仕とその後—

渡 辺 滋

中世後期の大内氏に関する研究は、近年、非常に盛行している。しかし、古代～中世前期にかけての大内氏の活動実態については、関連研究がほとんどなく、解明されているところは少ない。そこで本論文では、大内氏が多々良氏と呼ばれていた段階までさかのぼって、断片的な関連史料を集めたうえで、彼らの初期における活動実態に分析を加えた。その結果、彼らが周防国の国衙在庁として活動する段階を経て、古代後期の中央政界に進出し、そこにおける活動も基盤として勢力を拡大していく過程が明らかとなった。

From the Ancient Tatara Clan to the Medieval Ouchi Clan: Prefectural Government Officials in Central Politics and Beyond

WATANABE Shigeru

Research on the Ouchi clan in the Late Middle Ages has been very active in recent years. However, there are few related studies on the actual activities of the Ouchi clan from ancient times to the early medieval period, and few areas have been elucidated. In this paper, therefore, we analyze the actual activities of the Ouchi clan in their early period by collecting fragmentary related historical documents dating back to the stage when they were called Tatara clan. As a result, it became clear how they expanded their power based on their activities in the central political world in the late antiquity, after the stage when they were active as provincial officials in Suo Province.